

災害時における給電車両
貸与に関する協定

令和4年5月30日

青 梅 市

トヨタモビリティ東京株式会社

災害時における給電車両貸与に関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害により、甲の市内で大規模停電等の電力が不足する事態（以下「大規模停電等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において乙は、要請にかかる対応の可否その他必要な事項について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭より給電車両の貸与を要請することができる。この場合において甲は、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセントを装着している車両であって、乙が指定するものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、乙から貸与された給電車両を、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、貸与する給電車両の内容を記載した書面および第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、前条に定める引渡しのおときから大規模停電等が収束したときまでとし、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了したとき、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に返却するものとする。この場合において、返却を行う場所、日時等は、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供にかかる費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用にかかる燃料、充電スタンド使用料および電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両について、乙の負担により自賠償保険および任意保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。

(故障等への対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が、故障その他の理由により使用できなくなったときは、乙は速やかに修繕、代替車両の手配等の復旧対応を行うものとする。この場合において、当該故障等が、甲の使用または管理上の過失によることが明らかな場合を除き、当該復旧に要する費用は乙が負担するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、または滅失した場合において、当該損害等にかかる費用負担の額が保険の適用範囲を超えるときは、当該適用範囲を超える額について、乙と協議の上支払の期日その他の必要な事項を定め、これを賠償するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲および乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定にもとづく協力体制が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加にかかる費用は、乙の負担とする。

3 甲および乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報

活動に努めるものとする。

(締結期間および更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲または乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙とが記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月30日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表者 代表取締役 関 島 誠 一